

# 青年部会則

那霸電気工事業協同組合  
青年部

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本青年部は、那覇電気工事業協同組合（以下「組合」と言う）傘下事業所で、現在、又は将来の電気工事業界（以下「業界」と言う）を担う人々を以て組織し、企業の合理化、近代化を進める上で、会員の研修と相互の連携を強め、これによって優れた経営者及び優れた組合指導者の成長を期し業界、組合の健全なる発展を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本青年部は、那覇電気工事業協同組合青年部（以下「青年部」と言う）と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 本青年部は、事務所を那覇市古波蔵4丁目12番7号那覇電気工事業協同組合内に置く。

### (事 業)

第4条 本青年部は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の錬成のための事業
- (2) 組合および業界のためにする各種研修会の開催
- (3) 会員相互の親睦および福利厚生に関する事業
- (4) 組合が行う各種行事に対する協力
- (5) 沖縄県電気工事業工業組合、全九州電気工事業協同組合連合会、全日電気工事業工業組合連合会青年部に加入し、積極的な活動推進
- (6) 関係機関、団体との連絡協議
- (7) 前各号に付帯する事業

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第5条 本青年部の会員は、那覇電気工事業協同組合青年部の目的に賛同する、原則として45才以下(但し、会員の意志を尊重する)の組合員又はその子弟及び役職員これに準ずるものとし、将来経営者たる青年でなければならない。

### (入 会)

第6条 会員になろうとするものは、理事会の承認をえなければならない。

### (退 会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。  
2. 会員の所属する組合員が組合を脱退したときは、退会とみなす。

### (除 名)

第8条 会員が本会の趣旨に反する行為あるいはその体面を傷つけ義務を怠った場合、総会の決定により除名することができる。

## 第3章 役員、顧問および相談役

### (役 員)

第9条 本青年部に次の役員を置く。  
会 長 1名 副会長 2名 理 事 若干名 監 事 1名  
2. 役員は総会において選任し会長、副会長は、理事の互選とする。

### (役員の仕事)

第10条 会長は、本青年部を代表し、会務を総括する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、その職務を代行する。  
3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。  
4. 監事は必要に応じて会計監査を行い、総会において報告をする。

### (役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠のため選任された役員の仕事は現任者の残任期間とする。  
第2条 本青年部に顧問並びに相談役を置くことができる。  
その場合は、理事会に諮り会長が委嘱する。

## 第4章 総 会

### （総会の種類及び召集）

第13条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事の議決を経て、会長が召集する。

### （総会の決議事項）

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 事業報告の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 本会の解散
- (5) その他特に重要な事項

### （総会の議決）

第15条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

2. 総会の議事は、出席会員の議決権の過半数をもってこれを決する。しかし、解散の決議は出席会員の3分の2以上の同意によらなければならない。
3. 委任状による出席および議決権の行使は、会員に委任した場合に限り有効とする。

## 第5章 理 事 会

### （理事会の構成）

第16条 理事会は、会長、副会長及び会事をもって構成する。

### （理事会の議決事項）

第17条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### （理事会の議決）

第18条 理事会は、会長が召集し、議長は会長がこれに当たり議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

## 第6章 委員会

第19条 本青年部は、第4条の事業を行うため、次の委員会を設けることができる。

第1部（総務、会計） 第5部（技術）

第2部（公報）

第3部（福利厚生）

第4部（経営、教育）

2.理事は各委員会を分掌する。

3.必要に応じ委員長、副委員長を置くことができる。

## 第7章 会計

（事業年度）

第20条 本青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

（会計）

第21条 本青年部の事業に必要な費用は、次の項目により充てる。

(1)本青年部は、総会の決議により、賦課金を徴収することができる。

(2)親組合（那覇電気工事業協同組合）からの助成金

(3)寄付金品、その他これから生ずる利息

付 則

制定 昭和61年10月9日

施行 昭和62年7月18日

改正 平成8年6月27日

改正 平成12年6月14日